令和２年　第７回　茨木市障害者差別解消支援協議会

開催日時　令和２年８月２７日（木）　午後２時００分～午後３時３６分

開催場所　茨木市福祉文化会館　３０２号室

議題　　開会　　１　協議会設置から２年間の振り返り（報告事項①）　　２　令和元年度　本市の障害者差別解消の取組について（報告事項②）（１）相談対応について（２）研修・啓発の取組について（３）合理的配慮の提供等に係る主な取組について　　３　意見交換（グループワーク）　　４　その他（連絡事項など）（１）令和２年度　研修会の開催について（２）各機関等からの情報提供　　閉会

資料　　会議次第　【資料１】協議会設置から２年間の振り返り　【資料２－１】相談対応について　【資料２－２】研修・啓発取組について　【資料２－３】合理的配慮の提供等に係る主な取組について　【資料３－１】意見交換（グループワーク）　【資料３－２】（参考）研修・啓発の取組内容について　【資料４】研修の実施内容　　当日資料　配席表　聴覚障碍者の差別の実態や動向について

議事の経過

事務局　ただいまから第７回茨木市障害者差別解消支援協議会を開催いたします。　今回から就任されました委員のご紹介をさせていただきます。　恐れ入りますが、お二人から一言ご挨拶いただきたいと思います。

委員　挨拶

事務局　ありがとうございます。続きまして、挨拶お願いいたします。

委員　挨拶

事務局　次に、本日の資料と予定の確認をさせていただきます。　資料１としまして「協議会設置から２年間の振り返り」、資料２－１としまして「相談対応について」資料２－２としまして「研修・啓発の取組について」、資料２－３としまして「合理的配慮の提供等に係る主な取組について」、資料３－１としまして「グループワーク資料」、資料３－２としまして「（参考）研修・啓発の取組について」、資料４としまして「令和２年度研修会の開催について」、当日配付させていただきましたものとしまして、配席表、インターネット記事を印刷したものがございます。　次に、本日の予定ですが、次第をご確認ください。　議題１としまして、協議会設置から２年間の振り返り。　議題２としまして、令和元年度本市の障害者差別解消の取組について。　議題３としまして、グループワークを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、グループワークは中止とし、各委員からご意見を頂く時間とさせていただきます。　議題４として、令和２年度研修会の開催について、各機関等からの情報提供。　以上が本日の予定となっております。　それでは、本協議会規則第５条第１項の規定に基づき、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

会長　皆さん、暑い中を第７回協議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。　これから第７回協議会を始めさせていただきます。　まず議事開始前の確認として、出席状況等について、ご報告を事務局からお願いできますでしょうか。

事務局　報告いたします。　本日は、現在のところ協議会委員１５名中１４名の出席をいただいております。　遅れている委員からは、緊急対応のため２０分ほど遅れるとの連絡をいただいております。　そのため、欠席委員は０名でございます。　半数以上の出席ですので、本協議会規則第５条第３項により、会議は成立しております。　また、傍聴の方は３名おられます。　以上です。

会長　それでは議事に入らせていただきます。　１番目ですが、協議会２年間の振り返りということで、報告事項となりますので、事務局のほうからご説明をしていただきます。　では、よろしくお願いします。

事務局　それでは、資料１を、点字資料では１ページをご確認ください。　協議会設置から２年間の振り返りについて、ご報告させていただきます。　初めに、委員の皆様には３年の任期で協議会の委員をお願いしておりますが、残すところ任期もあと１年となりました。　そこで、今後の協議会の活動をより充実していくために、今までの協議会の活動を振り返り、そこから見えてきた課題に対し、どのように取り組むことができるのか等、皆さんと一緒に考える機会となるようにと思っております。　それでは点字資料１ページ、上から１２行目の「２.活動実績」として第１回から第６回までの協議会の開催日と、各協議会の内容を記載しています。　次に、点字資料３ページ、一番下の行「３.活動の成果」では、活動の成果として主なものを三つ挙げさせていただきました。　一つ目として、協議会の役割や関係法律・条例の理解を深めることができました。　二つ目として、個別事案への相談・対応に必要なあっせんまでの対応の流れや、条例施行規則、あっせん要領、あっせんの申立てに係る様式等について協議を行い、本市における障害を理由とする差別の相談に対する対応の枠組みができました。　三つ目として、令和元年８月１日からあっせんの申立てができるよう整備したことを受け、事例を用いたグループワークを行う等、様々な意見交換を通じて関係者の意識の共有ができました。　点字資料５ページ、上から１０行目の「４.課題」としては、市内における障害を理由とする差別の実態把握が十分ではなく、相談窓口につながっていない差別が多くあるのではないかと予測されました。　協議会としても相談窓口の周知や障害を理由とする差別の解消に向けた具体的な検討を行う必要があるのではないかと思ったところです。　次に、「５.今後の活動」として、これまでの取組を継続するとともに、障害を理由とする差別の実態把握と早期解消のための仕組みづくりを検討しなければなりません。　また、相談窓口につながっていない差別があると予測され、差別の解消に向けた取組を行っていく必要があります。　市民の方に、広く周知・啓発等の取組を行っていくことは、もちろん必要なのですが、一度に全ての人に向けて行うことは難しいことから、協議会で取組を優先すべき対象者の選定や取組方法を検討する等、具体的な活動につながるよう協議を深めていければと思っております。　報告は以上です。

会長　ありがとうございました。　この２年間、協議会でやってきた経過をご紹介いただきましたので、その点についてはあまりご質問というのはないように思いますが、ご質問あるいは課題についてなど、何かご意見があればよろしくお願いします。

委員　５.今後の活動の最後、優先すべきターゲットとは何のことを言っているのでしょうか。ターゲットという言葉遣いに非常に違和感があります。

会長　ご質問はまとめて出していただければと思いますので、ほかにご質問があれば続けてお願いします。　なければご説明をしていただいて、ご意見もいただこうかと思います。　ご質問ほかによろしいですか。　では、ご説明をお願いします。

事務局　このターゲットが、こちらの想定した使い方と受け取られるニュアンスが違っていたのだと思います。　差別の解消に向けた取組については、市民の方に広く周知・啓発等取り組んでいかないといけないのはもちろんですが、例えば当事者の方がふだん利用される商店の方を対象に、周知・啓発を取り組むというように、どういったところにまずは取り組んでいくことが具体的な活動につながっていくのかというところを、この協議会の中で協議できればと考え、ターゲットという表記をさせていただきました。

会長　よろしいでしょうか。

委員　啓蒙の対象者みたいなものですか。

事務局　重点的に伝えるべき方の対象を明確にしたほうが、啓発事業を展開する上で、良いのではないかと思い、そこをひとくくりで表現したことが、そのような捉え方になったのかなと思っております。　もう少し具体的に市が思うところを書けばよかったのかなと、委員のご意見を聞いて思ったところです。

会長　この協議会は何か争いごとを、敵対的に解決をしていくということが趣旨ではなかったと思います。　そういう点を配慮した上で、文言も使ってくださいということだろうと思います。　字句文言上の問題ではないかなと思いますので、また次の機会に活かしていただくということであります。　ここで挙げていただいている課題、特に事務局では、あっせん等についても、本当は実態としてこの場で取り上げないといけないような事柄があるのではないか。　それが十分に吸い上げられていない、把握できていないのではないかという問題意識を出していただいたと思いますが、この点について何か別の見方や、別の捉え方もできるのではないかということがありましたら、自由にご意見出していただければと思いますが。　いかがですか。

委員　私は相談に行こうと思っても敷居が高いという印象があります。　市役所の相談窓口に言っていいのかなとか、地域の相談支援センターを利用して言うようなことかなとか、自分の中で先に自問自答してしまいます。　特に今はコロナのことがあり、直接行くというのが難しいということもあるので、専用ダイヤルやメール、お手紙での相談などをもっとしやすいように、相談が気軽にできるような体制が必要なのかなと思います。　もしその体制があるのであれば、もっと宣伝しないといけないのかなという気がします。　それと全てのことにわたってのエキスパートはなかなかいないと思うので、分野によってちゃんと振り分けていただけるのだろうと思いますが、まず第一歩の相談がもう少し気楽に、気軽にできたらと思います。　これって差別かどうか分からないというところも含めて、相談できるんだということをもう少しＰＲしてもいいのかなという気がします。

会長　ありがとうございます。　またあとの意見交換の場所でも出していただける中身かなと思います。　ほかにはよろしいでしょうか。　ないようですので、議事を進めさせていただきます。　申し遅れましたが、今日も２時から３時半までの予定をしておりますので、進行のご協力をお願いします。　では、２番目の議題ということで、報告事項ということですが、差別解消に係わる茨木市の取組について事務局から資料の説明も含めてご報告をお願いします。

事務局　それでは資料２－１を、点字資料では１ページをご確認ください。　相談事案への対応件数は６件です。　６件は相談支援課で受けたものだけではなく、市役所全体で受け付けたものの合計として取りまとめています。　相談者の内訳では「障害のある人（支援者同行含む）」と記載しているところは、支援者と一緒に相談に来られた方も含めての件数で４件です。「家族」が１件「その他（当事者団体）」が１件で、合計６件になっております。　相談の経路では「行政機関（大阪府）」と記載しているところは、大阪府に直接相談があり、大阪府から市に報告があった件数です。　相談内容の類型では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」がともに０件で「その他」が６件です。その他の内訳につきましては「不快・不満」に分類されるのが４件「相談・意見・要望」が２件となり、合計６件となっています。　この分類の不快・不満の考え方は、差別的、不適切な行為が明らかにあったと確認することはできませんでしたが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったものとして分類したものです。　対象分野別件数については「公共交通機関」が２件「教育」が１件「医療」が１件「行政機関」が２件の計６件。　障害種別ごとの件数は、表のとおりです。　本日は、件数のみの報告となります。　次回の協議会で個別の相談事案について、共有を図りたいと考えております。　次に、点字資料３ページ、上から１０行目、職員等の相談対応研修について、令和２年３月に研修を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。　次に、事業者による障害を理由とする差別の相談に関する相談窓口等を掲載したチラシの配布状況は、資料のとおりとなっております。　以上です。

会長　ありがとうございました。追加でお教えいただきたいのですが、これは２０１９年度の集計ですか。

事務局　はい、そうです。

会長　２０年度４月以降は推計値など把握している数値はありますか。　お持ちでなければ結構です。

事務局　相談は何件か受けていますが、手元に数値を持っていないため、具体的な件数は回答ができません。　申し訳ありません。

会長　分かりました。　ご質問がもしあればまとめて出していただきたいと思います。いかがでしょうか。　ご質問ないようですので、感想、意見になるのかなと思いますが、一つ目の議題でも市としてあっせん等、対応が必要な事案がうまく把握できているのだろうかという問いかけがあったと思いますが、今日ここにはいろんな現場で、あるいは当事者として委員をしている方もおられますので、市としての集計値の報告がありましたが、身の回りで起きている事柄等に照らして、実感からずれているような気がするとか、あるいはこういう調子だろうとか、何か感想等ありましたら、この機会に出していただければと思います。　いかがですか。　市役所以外の相談支援でというと、先ほど就任のご挨拶をいただいた委員がおられるかと思いますが、相談支援の現場での実感と重ね合わせていかがですか。

委員　相談支援の現場の中で、相談につながるかどうか、どうしようかという相談は実際にあると思います。　私は精神障害者の方の支援に携わることが多いのですが、具体的に言えば、居住用の不動産を借りる場面で、なかなか借りる際に、明確ではないですが、障害を持ちつつ借りるというところでスムーズにいかないという相談があり、間に入るということもありますし、それも地域の課題だろうということで、病院からの地域移行を進めるという立場で不動産屋に訪問に行くなどの活動をしています。　そういった場面では相談という形で挙げるのがいいのか、現場でいろいろ話をしていくのがいいのかを迷っているという現場の実感があります。

会長　つまり、借家などを病院から退院されて入る場合に、なかなか障害があるというふうなことが理由で、その目ぼしい物件を借りることができないというケースがあるということですね。

委員　そうですね。　そこだけではなく、保証人の問題などがいろいろ複合しているとは思いますが、背景には借りづらさというのがあるというのが現場の感覚です。

会長　ということも含めて、そういえば身の回りでこういうこともあるよということがあればお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。　どうぞ。

委員　先ほどの相談支援業務に従事している委員がおっしゃった内容と同じように、私も同じような会議に出ていて、社会福祉協議会は特に地域づくりを進めていく団体として、中心的に行っていますが、地域の方々、福祉委員や民生委員などの、地域の主体的に活動している団体の方々というのは理解があると思いますが、地域活動に参加してない人という言い方もあれですが、働いている方や学生さん、子供など、この後のグループワークで話し合うべきところにつながってくると思いますが、そういう方々に対してのアプローチが必要なのかなと思っています。　相談事案の対応件数ということで６件と書いてありますけれども、数字だけ見たら非常に少ないなというのが、多分皆さんもそう思うかなとは思っていますが、６件という少ない数というのが、本当に茨木だけなのか、全国的に見てもこういった、審議会とかそういうのも進んでいると思いますが、どういうふうに対応しているのかなというのは、僕もまだ勉強不足ですが、ほかと比較しながらもいいところの事例を取り入れたりしていくのは必要なのかなと個人的には思います。

会長　そういえば、先ほどの借家の話だけではなくて、グループホームの建設などで周辺の方のご理解が得られずに断念されるというふうなことというのは、色々な地域で起きていますよね。　何かほかに、先ほどの集計でいうと、就労に関わる部分も結構あるということですが、このことについて、何かこのような場合があったよということがあれば。　いかがですか。　これについて、直接的には２０１９年度は６件の相談を受けていると。　結論として、この協議会であっせんにいたったケースはありませんでしたと。　それに係わって、冒頭から事務局としても、つまり茨木市としても、それは氷山の一角なのではないかと気にしているということでしたけれども、今お二人の方から、現場での実態をお聞かせいただいても、やっぱりそれがイコール差別かどうかということは別にして、差別解消に向かっていくときに、いろいろ取り上げていかないといけない課題であり、そういうケースがまだまだあるということでしたので、恐らく事務局として、報告をされたこの６件というのは、まだまだ水面下でいろんな問題が茨木市の中にもありそうだという認識として、皆さんでも持っていただけるだろうと思います。　ということで、２番目の議題はもう終わらせていただこうと思いますが、今のような実態に対して何かなすべきこと、やれることがあるだろうかという意見交換を３番目の議題で用意をしていただいていると思います、先ほどの話の続きとしていろいろご意見いただければと思いますが、３番目の議題についての事務局のほうからの何かご提案というのはありますのでしょうか。

事務局　３番の意見交換の前に、令和元年度の報告としまして「研修・啓発の取組について」「合理的配慮の提供等に係る主な取組について」を、担当課からご報告させていただきます。

事務局　令和元年度の研修・啓発の取組について報告いたします。　人権・男女共生課では、各課の人権に関する取組を年度ごとに取りまとめています。　本日はその中から、障害者の人権問題に関する研修や啓発の取組をご報告します。　資料は２－２をご覧ください。　講演会が２件、研修が７件、啓発が６件、講座が７件の全部で２２件の事業がありました。　講演会、研修、啓発、講座からそれぞれ一つずつ事業内容を報告いたします。　墨字の資料は２枚目になります。　左上に具体例と書いているものをご覧ください。　点字資料は４ページの３行目からです。　まず、講演会は人権を考える市民のつどいを開催しました。　１２月４日から１０日が人権週間ということで、それに合わせて毎年１２月に実施しています。

令和元年度は、講師としてタレントでギニア日本交流協会顧問のオスマンサンコンさんにお越しいただき、「みんな違ってみんないい」というテーマでご自身の障害のことや、子供の頃の体験などを交えながらお話しいただきました。　次に研修ですが、人権教育研修会を実施しました。　対象者は小中学校の教職員です。　この研修では、学校教育法と障害者差別解消法について、そして、社会的障壁について学習したということです。　次に啓発ですが、市登録業者への人権啓発を行いました。　６月は就職差別、９月は障害者雇用、１０月は高年齢者雇用と働きやすい職場づくりをテーマにしたリーフレットを作成して、市内の約１，１００か所の事業所へ送付しました。　また、職場における人権問題、障害者雇用の推進、働きやすい職場づくりをテーマにしたセミナーも開催いたしました。　最後に講座ですが、音訳・点訳ボランティアの養成講座を開催しました。　活字による読書が困難な市民の方に、録音図書を提供するための音訳ボランティアを養成するという講習会で、入門講習会と技術研修講習会の二つを開催しました。　入門講習会では、正しい発音の方法などの基礎的なことを学びました。　技術研修講習会では、入門講習会よりは少し進んだ内容ということで、小説の読み方の技術などを学んだということです。　研修啓発の取組については以上です。

事務局　引き続きまして、２－３の報告をさせていただきたいと思います。資料２－３をご覧いただければと思います。　資料２－３につきましては、合理的配慮の提供等に係る主な取組についてということで、主には障害福祉課のほうで実施しました施策、事業の令和元年度実績を大きく三つ取り上げさせていただいております。　まず一つが、聴覚に障害がある方への情報提供支援ということで、イベント、講座等への手話通訳あるいは要約筆記者を派遣した事業についての実績報告になります。　手話通訳につきましては、依頼を伴うものの件数が１５８件、そのうち市あるいは市教育委員会からのものが約半数の７８件ということになっています。　その下に書かせていただいているように、定期的な通院への手話通訳者の同行や、手続きへの同行といった繰り返しのような支援については、その都度、派遣の依頼をいただくということをしておりません。　先ほどの１５８件というのはイベントのような申請を伴うものの件数になります。　この支援の中には申請を伴わないものも含んでおるということになりますので、実際にどれだけの支援をしているのか、この全てを申し上げますと、年間の派遣延べ人数は２，７９１人となっております。　そして、同じく要約筆記、これについてはこの講座の講師等がお話された内容を要約して、パソコンで画面に出すとか、紙に書いて本人さんに見えるようにするという形での要約筆記になります。　こちらは依頼に基づいた派遣のみとなっておりまして、２７件。　そのうち市あるいは教育委員会からの派遣が３分の１の９件ということになっています。　続きまして二つ目、事業者の合理的配慮の提供に係る助成金ということで、これは中小企業あるいは小規模事業者を対象にした助成金の事業になっております。　こちらについては、市の条例ができました平成３０年に同じくつくらせていただいた事業でして、令和元年度は事業ができて、２年目ということになります。　助成をさせていただいた件数については、昨年は８件、金額にして１２１万２，０００円となっております。　初年度と制度に少し変更があったことはありますが、平成３０年度の３３件、３１９万円ほどと比べると、件数、金額ともに下がってしまっている状況ではあります。　また、この３年目の令和２年度につきましては、昨年度までこの事業をご利用いただく勧奨ということで行っていました、店舗への訪問、制度のご案内と利用勧奨をしていたところですが、コロナウイルスの影響で店舗への訪問もしにくい状況になっておりますので、３年目、特にまたどのようにこの制度を知っていただき、ご利用いただくかというところには課題を感じておるところです。　その助成の内容の内訳になります。先ほどの１２１万２，０００円、８件というものの内訳になりますが、手すりを付ける、あるいは店内の段差を解消するといった工事の施工が５件、９２万２，０００円。　集音器や、筆談ボードといった物品を購入する補助が３件、２９万円となっております。　三つ目、障害者差別解消法あるいは市の条例に関する出前講座の報告です。　昨年１年間に障害福祉課から出前講座として実施させていただいた件数は３件。　この３件合計で参加いただいた人数が９１人となっています。　内訳としては社会福祉法人、ＮＰＯ法人、医療法人がそれぞれ１件ずつの計３件となっております。　資料２－３についての説明は以上になります。

会長　すみません。僕の進め方が勇み足でした。　この研修等の実績について、ご質問等何かおありでしょうか。

委員　学校教育、教育現場の、教育の研修のところで、講師の大谷大学の先生が来られた研修ですが、対象者が小中学校の教職員、１８人となっていますが、もったいないなと思います。　正直たった１８人なのかと思いますが、これは校長先生とかそういう方を対象とした研修会だったのか、その辺りが分かれば教えてほしいです。

会長　ほかにご質問よろしいですか。　じゃあ、今ご質問が出た「学校教育法と差別解消法」というテーマの研修会のことですかね。

委員　はい

事務局　こちらは教育センターで実施された事業ですが、特にその辺の記載がなくて、教職員を対象ということしか、今の時点では分かりません。

委員　これは単なる感想です。　１８人は少ないと思いませんか。　小中学校合わせての教職員のための研修にしては少ないなと思います。　コロナのせいなのか分からないですけれども。　感想として持ちました。

会長　ほかにご質問ないでしょうか。　はい。どうぞ。

委員　今の裏のページの、資料の２－２の具体例で、講座音訳・点訳とかいうのを書いてあるところですけども、そこの二つ、音訳・点訳ボランティアの養成講座、それからさらにテーマ音訳ボランティア技術研修、そこの対象者ってどういう意味ですか。　対象者１０人っていうのは参加者のことですか。

事務局　そうです。　参加者ということです。

委員　普通、参加者と書かないですか。

会長　もう既に終わっている研修ですからね。

委員　変だなと思います。

事務局　そうですね。　参加者が正しいと思います。また今後気を付けます。

会長　ほかにご質問ないですか。　あまり私が質問すると具合が悪いのかも分かりませんが、ちょっと一つだけ。　この助成事業ですけれども、これは割とよく行政のほうからこういう類いの助成がある場合に、当事者が例えば何割かを負担しなければならない。　足りないところを行政が補助をするというような仕組みが多いと思いますが、これは全額を助成するということですか。

事務局　はい。　お答えさせていただきます。　こちらの助成事業につきましては、上限金額はそれぞれありますが、その上限金額の範囲の中であれば助成率は１００％ということです。　例えば工事であれば２０万円という上限額がありまして、２０万円以内の工事をやっていただく部分については、実質事業者様の負担は０円で行っていただくことができる制度になっています。

会長　そういう意味では、かなり使いやすい助成制度だけど、ということですね、分かりました。　はい、どうぞ。

委員　いろいろと取組をされていった中で、先ほど周知を図るためのターゲット設定をするというお話があったと思いますが、令和元年度はどの辺りをターゲットと捉えられていて、それでは周知が進まなかったかなということで、さらに標的を明確化しようという発想だとは思いますが、今後はどの辺りに周知をかけていこうというお考えなのかをお聞かせいただけますでしょうか。

会長　よろしいですか。

事務局　周知ということに関して、議題１で申し上げた差別解消を特に切り取って、差別とはどういうものであるか、差別をなくしていくためにどういうことをしていくのかということについては、現状としまして、明確にこういう人をターゲットにして進めていこうというのが、まだ決められていないという状況ですので、今後、効果的にするために順序立ててやっていこうというお話だったかと思います。　今現状は市としまして、差別解消法や平成３０年に施行しました、「市の障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」といった障害者差別解消を含む、幅広い障害者に関する啓発ということは今現状も行っております、これについては、対象、狙いを絞りながらやっていくということで、令和元年度につきましては、中学生の学年まで絞って、中学２年生を対象に市の条例の分かりやすくした中学生向け冊子というものを作成させていただき、茨木市立の中学２年生に、お一人１部わたるような形でお配りをしています。　昨年は中学２年生にしかお配りをしてないので、今年の中学２年生、昨年でいえば中学１年生だった子供たちに、今年は中学２年生になった子供たちにお配りをするということを続けていこうと思っています。　今はまた、その中身等について、昨年お配りさせていただいたことを、反省を踏まえて学校現場の先生等からご意見を頂戴して、内容については少しずつブラッシュアップをしながら、今年度も実施したいと思っております。

会長　ありがとうございます。　ちょっと先ほどの勇み足も、実は３度目の意見交換の時間をなるべく取りたいということがあって、先に先に進めようとしてしまったということがありますが、意見交換の時間の配分もありますし、それから出していただいているご意見の中身というのは、どちらかというと前向きにこれからこういうことを考える必要があるのではないかというご意見も多かったと思いますので、二つ目の議題についてはこれで終わらせていただいて、３番目の議題、意見交換に入らせていただこうと思いますがよろしいですか。　それでは、３番目の意見交換について、事務局のほうからご提案はありますか。

事務局　３番の意見交換の前に、先ほどご質問いただいた、今年度の相談件数につきまして、お答えできればと思いまが、よろしいでしょうか。　今年度、相談件数は３件受付ております。３件につきまして、相談対応の流れに沿って進めております。　以上です。

会長　それでは、意見交換をよろしくお願いします。　事務局のほうから何かおありでしょうか。

事務局　はい。　この３番の意見交換ですが、本来の予定ではグループワークの中で皆さんにいろんなご意見をいただきたいと思っておりましたが、今日はこのような形で、皆さんに積極的にご意見いただければと思っております。　狙いとしては、今日の議題でもある、「協議会設置から２年間の振り返り」の中の、「今後の活動」にも挙げておりますとおり、取組を優先すべき対象者の選定や、取組方針を検討する等、具体的な活動につながるよう協議を深めていければと思っております。　資料３－１、点字資料１ページにありますように、まずは「誰に」「どのような取組」が効果的であるのかということについていろいろな視点からご意見いただければと思っております。　参考として、令和元年度の研修・啓発の取組内容の資料をつけております。　資料３－２、点字資料、１ページをご確認いただきまして、ご意見のほどよろしくお願いいたします。　以上です。

会長　残り時間が３０分になりましたので、委員の方、お一人ずつしゃべっていただいても、一人２分以内ということになります。　順番にご発言いただくことができればいいのですが、我こそはということで積極的にご発言をいただきたいと思います。　なるべくたくさんの方にご発言をしていただけるように、時間は１、２分ぐらいで収まるようにしていただければと思います。　今から２５分まで、意見交換にしたいと思います。　まず、周知徹底、啓発に係わって、先ほど委員から、そういう電話窓口のようなものを作って、それをたくさんの方に知っていただくことが必要なんじゃないかというご意見もあったと思いますが、それ以外に何かご意見等がありましたらお願いします。　はい、どうぞ。

委員　僕は歯科医師の立場として、障害のある方と向き合っています。　僕が見ている範囲での話なので、ほかのところは違うのかもしれませんが、歯科に来て暴れてしまって治療ができないとなってしまった事に対して親御さんや支援の方など、連れて来られた人が、仕方がないと諦めてしまっているんですね、そこを諦めた時点で、これは差別であるとか合理的配慮に欠けているとかは思わないわけです。　そうなると市の相談窓口に相談に行って、合理的配慮に欠けていると訴えるかというとまず訴えることは考えられない。　だから、諦めなくてもいいということを周知していかないといけないと思います。　周知をすることとしては、他の受皿や他の方法がありますということやこれは合理的配慮に欠けていますということを周知し、当事者や支援者の方々に違う選択肢を与えることが大事なのではないかなと思います。　それには相談支援課の方にも「こういう障害を持っていても、暴れてしまっても、ここに行けば診てもらえる」という情報を相談支援課と歯科医師会や、医師会などが情報共有をしておかなければならないと思います。　たとえ相談があったとしても相談支援課の方が「わかりません、暴れてしまっては治療できないですね。」で終わればそれまでになってしまうので、そういう情報を我々も積極的に言っていかないと、相談されたところでも選択肢がないということになってしまうと思います。　相談しても、分からないで終わってしまい、実際にそのまま放置されて、症状が悪化して、ひどい状態になってからやっと大学病院に来たというケースもよく見ている。　無理だと思って放置された。近所では診てもらえない。　だから、そのまま何年もたった。　それでひどい状態になってから来たということが起こる、これは、合理的配慮に欠けているのではないかなと僕は思います。　なので、そういう情報を集約する場所がいるのではないかと思います。　以上です。

会長　ありがとうございます。　ほかにどうでしょう。　あるいは今ご発言いただいた中身に関わってということでも構いませんが。　今、お話しいただいた中身で、一つは諦めては駄目だと思っていただく、でも、お説教だけされても次の手にはならないので、同じような障害の方でも、このような形で時間をかければ治療ができるようになるということ伝える。　　そういうことを関係者の方がご存じでないかもしれないという面もありますので、どこの病院行ったらちゃんとしてくれるという、これもすごく大事なことでと思いますので、両面でみんなが共有できるといいよねということなのかなと思いました。　一つは障害があるからということで、諦めては駄目だよというメッセージを伝えていかないといけない。　というお話だったと思いますが、ほかにどうでしょうか。　今お話しいただいた中身というのも、個別なやり取りの中で起こってきていることだと思いますが、このような突っ込みを入れるとお話ししにくいかも分かりませんが、例えば先ほどの不動産の関係では、なぜそのことをこの協議会に挙がるような手を打てないのか、詰問みたいになって申し訳ないですが、そこに問題解決をするということと、ある種のギャップみたいなことを多分感じられているのだと思います。　枠組みはこうだけれども、実際のその現場で相談している側からすると、その枠組みだけでは足りない、というようなことはおありでしょうか。

委員　もう一度、答えるポイントを教えていただいていいですか。

会長　例えば、先ほどからご説明いただいたように、茨木市としてもいろんな取組があり、必要であればこの協議会であっせんもします。　実際に、障害のある方がアパートを借りたいけれど断られたときに、恐らく先ほどの話と同じように諦めてしまうんですね。　そのことを相談支援として、諦めないで解決するために、例えば協議会に挙げたらどうか、というボールを投げにくいところがあるのではないかと思っています。　多分委員の中での選択肢としても、この協議会があることはご存じである。　だけど、このケースについて、そういうふうに支援をするかどうかというのは悩んでしまう、ということがあるのであれば、その辺りの思いといいますか、逡巡といいますか、をお聞かせいただければと思います。

委員　そうですね。　何が原因で借家の借りにくさとかが起きているのか、本当に地域移行というところが課題なのか、差別解消が課題なのか現場でも知りたい。　それぞれ話し合う協議の場が幾つかあるので、投げかける場の迷いというのが現場としてはありました。　ちょっとうまく答えになってないので申し訳ないです。

会長　申し上げたかったのは、ここに１５人の委員さんがおられて、先ほど委員がおっしゃったようなことも含めて、身の回りで合理的配慮の不足や、これは差別かなと言いたいような状況があるということと、それを協議会につないでいくこととが、必ずしもうまくできていないということがあるのだろうと思います。　全部この協議会で解決できるわけでもないですが、そこに先ほど宮林委員がおっしゃった、敷居が高いということであるのであれば、どのように下げていけるのかというのは、大事なことなのかなと思います。　ひょっとしたら、この協議会へかけたからといって問題が解決するのか、どうせうまくいかない。　と思われているとすれば挙がってこないのかなとも思います。

委員　私自身が今回初めて参加しまして、ここに投げかけるのも一つの手なんだなと思いながら参加しています。　そういった相談の流れがこういうふうに議論を広げていくという仕組みを取っているということ自体が、漠然としか理解できてなかったというのもありますし、現場でもこういうふうに投げかけたらここで議論が広がるというようなつながりが、まだまだ完全には見えにくかったというのがあると思いましたので、相談支援従事者も、周知の対象になるのかなというふうに感じております。

会長　恐らく先ほどのようなケースをたくさん抱えてらっしゃる相談支援員の方にとっては、非常に負荷が高いと思います。　例えば家を探している方からすると、１か月も２か月も住む場所なしに、あっせんの結論が出るまで待っていられないという現実がありますよね。　そうすると、相談支援の方からすると、本当は協議会に挙げるということがいいのかもしれないけれども、そしてそれが社会のためにもなるのかもしれないけれども、このケースにとっては明日につながりません。　というような難しさを相談支援の方は特に背負ってらっしゃるのだろうと思います。　そこら辺が本当は件数として挙がってくるべきものが、取りあえずということで、すごく労力をかけて下宿、アパートを探されて問題解決というふうにしておられて、氷山の一角には挙がってこないということになっているのかなと思います。　だから相談支援の方の周知というのは、単に制度を知っていただくだけではなくて、問題解決の枠組みをどういうふうに設定するのかということと、この条例とのつながり方というのをもう少しリアルに学ぶような、それこそ専門的な研修というのがいるのかも分からないですね。　僕がしゃべってばかりで申し訳ないけど、何かご意見いかがでしょうか。　どうぞ。

委員　色々な困りごとに対して、相談支援の方が一番窓口になる機会が多いですよね。　相談支援の方が聞いてもいろんな個別のことを全て分かるわけではないので、そこを聞いて、どこに相談したらいいということの横の連絡網みたいなものがあれば一番いいのかなと。

それか行政側でそういう窓口があるんですかね。　例えば歯科の関係で相談があった時には、市から歯科医師会に問合せがあるというような形になっているかと思いますが、そういうシステムで、もし急ぎであれば、直接僕でもいいですし、ここの委員でも、プロフェッショナルな方に直接連絡ができるような連絡網を作ってもいいのかなとは思います。

会長　はい、ありがとうございます。　ほかに何か。　どうぞ。

委員　障害者の差別を解消するためにはどうしていったらいいのかという優先順位をつけて、まずはどこに、さっきはターゲットという言葉を使っていますけれども、優先順位をつけて、どこの誰に、どういった方にアプローチをしていくかということだと思います。　今出ていた話の中で一つが、この差別解消の支援協議会があるという、差別解消をあっせんだとか、そういう仕組みがあるというのをどう周知していくかというのが一つ。　もう一つは、実際にいわゆる差別というものをどうなくしていくかというのは、考えなければいけないのかなと思っています。　先ほど委員が言っていた、不動産屋さんに行ったら断られるという話で。　よくケースの中で精神疾患を抱える方が地域に戻って生活をしていくとき、家を決めるときに、精神疾患があります。　というと、不動産屋さんから断られて、入居ができないと。　その中身をよくよく聞いていくと、不動産屋さんが言っているのではなく、オーナーさんがそういう方は、というふうに言うという声も聞かれます。　なので、そのときに断られたということを、こういう場に持ってきて話し合うのももちろん大事だと思いますし、不動産屋に「これって差別に当たるんですよ」という話をすると、不動産屋やオーナーからしたら、駄目なことだというのは分かるとは思いますが、でも根本的な、その精神疾患を抱える方の暮らしであったりだとか、生活だったりとか、人柄というのはやっぱり見えてこないと思います。　なので、大事だと思う仕組みというのは、精神疾患があろうがなかろうが、身体的な障害があろうがなかろうが、その人たちと関わって一緒に時間を過ごしたり、その人となりが分かれば、その人をそんなに拒否しないんじゃないかなと思います。　そういう仕組みがあったらいいなと常々思っています。　社会福祉協議会でも学校などから依頼があり、車椅子の貸出しをしたりしますが、車椅子をただ貸すだけではなく、車椅子に乗っている方と一緒に過ごして、その人がどういう人間なのかというところに目を向けてほしいなと思っているので、そういうことができるような仕組みが大事なのかなと思っています。　ちょっと視点が変わるかもしれないですけど。

会長　前提の話として、一人暮らしをしてらっしゃる方、障害のある方たちの暮らしぶりや生活の生の姿、あるいは喜びとか悲しみとかも含めて、どんなものを持ってらっしゃるのかということを、知っていただくことも非常に大事なことなんじゃないかというふうな、そういうご意見でしょうかね。　時間がだんだん押してしまいましたので、これから盛り上がっていくだろうと思いますが、最後にこれだけはというふうに思ってらっしゃる方、１、２分であれば、発言いただけると思いますのでいかがですか。　はい、どうぞ。

委員　今言われたことに関連してなんですけれども、例えば今どきの動画、映画、映画を撮るっていうたら大層ですが、障害のある方の一人暮らしや色々な支援者と一緒に生活をしているという事例を文章でも構わないですが、今は利用できるメディアも沢山あるので、本人から了解を得られればではありますが、障害当事者の方の暮らしや、例えば歯医者さんの話でも、こういう風に言われるけども私たちはどうしたらいいのか分からないです。　というようなご意見をどんどん集めて動画を作るなど、その情報をわかりやすくして市民に伝えていけるような方法を考えていったらどうかと思います。

会長　ありがとうございます。　十分にご意見を出していただけなかったと思いますが、障害のある方たちへの関わりの中でうまくいった、あるいはこういうふうにしたら少し前に進めるよという、ポジティブな経験を関係者の方、支援者の方たちが共有できるような形でたくさん蓄積していくというのが必要かなということが一つあると思います。　それがないと諦めになってしまう。　それから、もう一つは障害のある方たちが地域で暮らすというときに、障害のない人たちは大変だねとついつい言ってしまい、それで終わってしまうわけですが、そこにどんな暮らしがあるのかというふうなことをより詳らかに、お伝えいただけない方もいると思いますが、ご協力をいただいて、こんな障害の方がこういう形で過ごしているんだ、その人たちも茨木の市民だと伝えられるような、蓄積もいるのだなということだろうと思います。　それから、これはあまり十分にお話がなかったかも分かりませんが、冒頭でターゲットという表現はどうなのかという話があったんですけれども、問題解決をする戦略的な位置づけで考えるという意味では、何か争いを起こすということではなくて、大事なことのように思います。　先ほど、テキストを中学校２年生の方を対象に発行するというお話がありましたけれども、これは僕の専門の発達の話からいうと、戦略的なテキストになり得るんですね。　１４歳というのは、ちょうど思春期から青年期に移っていくときのエンジンがかかり出すときです。　そのエンジンがかかるときに競争とか排他的な関係ではなくて、障害のある人たちと手を結ぶような中身のガソリンをしっかり持って、１８歳ぐらいから始まる成人期に向かっていけるようなエンジンをかけていただくという意味では、これは戦略的な、つまり１１歳でもなく、１６歳でもなく、１４歳に必要なテキストとして位置づけられるのかなというふうに思います。　文脈の中でそこをターゲットにするというのは、費用との関係もあるので、絞って力を入れていくという意味では重要なことなのかなと思いました。　これに類する話は多分また次回以降、どんどん積み上げていただけるといいなと思いますので、時間足りませんが、とりあえず３番目の議題をこれで終わらせていただいて、４番目の議題に入らせていただきたいと思います。　これも事務局から何かありますか。　連絡事項です。

事務局　資料の４番としまして、研修の実施内容、令和２年度の研修についての案内をさせていただきます。　令和２年度につきましても、研修を開催する予定とさせていただいております。　内容につきましては、障害者差別解消に係る相談対応力向上として、大阪府担当職員から用語や障害を理由とする差別に関する法律理解を深めるための講義及び府の取組やあっせん等の協議会が関わった具体的な事例を通して、障害を理由とする差別に関する相談の対応力の向上を目指す内容を予定しております。　次に、日時及び場所ですが、令和２年１１月１９日木曜日の午後２時から午後３時３０分まで、男女共生センターローズＷＡＭの研修室５０１・５０２にて開催する予定としています。　講師としましては、大阪府障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループの広域支援相談員に依頼をさせていただいております。　次に、対象とさせていただいている方ですが、現在の新型コロナウイルス感染症対策の状況を踏まえまして、できる限り少人数での開催をと考えておりまして、茨木市障害者差別解消支援協議会の委員の方々１５名を対象として開催させていただければと考えております。　また、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、研修を中止とする場合もございます。　また具体的な研修の案内につきましては、事務局のほうからお送りさせていただきます。　以上です。

会長　はい、ありがとうございます。　事務局からはもうこれでよろしいですか。

事務局　続きまして、各機関から情報提供につきまして、今回はインターネット記事でのご提供をいただいておりますので、米川委員からご紹介をお願いしたいと思います。　お願いいたします。

委員　これは聴覚障害者、聴覚障害者といってもこの場合では聾です。　実際どれだけ差別を受けたかデータが今までなかったので、アンケートをやりましたという報告です。　何の協議会か書いていないので、あまり信用できないですが、ただ、プリントでいうと２枚目ですが、どこで差別を受けたかでいうと。　一番多いのが就労場面です。　職場と医療機関、教育現場、それから行政、公共機関というのは行政です。　あと交通機関。　いつでも出てくるのはこの５つです。　障害者の問題を考えるときは何の障害を持っているかによって全然違ったことが出てくるので、障害別に考えないといけないです。　聾の場合は、コミュニケーション障害です。　情報が耳に入ってこない。　情報提供されない。　あとコミュニケーションが取れないと。　そういうところの差別事例です。　それが一番多く出てくるのは、もちろん職場。　そして次、医療機関で、私は通訳でついていくときによく感じます。　それから公共機関というのは行政で市役所があります。　市役所はまだましですが、それ以外の市の関係のとこでいくと、ええっということが起きます。　教育現場は学校ですが、学校の先生の中にはうーんという人もいらっしゃるので、そういうことも起きるでしょうし、例えば手話通訳を大学だったらつけてほしいと言われても、大学の講義を手話通訳できるレベルの人がいるかって言われたら、なかなか提供できない、難しさが出てきます。　こういう問題がここに具体的な人数が挙がっているので、ぜひこれ参考にしてください。　最後に、集計を通じて思うことというところに、一番大きな問題は情報保障とコミュニケーション保障だといっています。　説明してくれないとか、面倒くさいと言われるとか、何があったのか指示もないとか、そういうのがあります。　この場合は聞こえないという障害に基づくところの差別事例だと思います。　そういった具体例が出ていますのでご参考に。　以上です。

会長　ありがとうございました。　ほかにこの議題４に関わってはございませんか。

事務局　先ほどの意見交換会のテーマですが、障害を理由とする差別を解消するための取組事案について、また委員の方から何かご意見がございましたら、メールのでも受け付けておりますので、来週の金曜日、９月４日頃までに何かご意見があればメールを送っていただければと思っております。　続きまして、最後に次回の会議につきましてご報告いたします。　次回の会議につきましては、令和３年２月８日月曜日午後２時から市役所南館８階中会議室で開催したいと考えております。　なお、次回は事例を取り扱いますので、会議は非公開を予定としております。　よろしくお願いいたします。またご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。　以上です。

（意見なし）

会長　　はい、それではよろしいでしょうか。　全体４つの議事が、これで終わりました。ちょっと時間が５分ほど超過いたしましたが、これで終わらせていただきます。　最後に非常に申し訳ないですが、冒頭で委員の方お二人の交代がご報告ありましたけれども、実は私もこの３月で職場を退職いたしまして、非常に申し訳ない、心苦しく３年の任期ですよという話を聞かせてもらったんですけれども、私も立命館大学の方からこちらに寄せていただいておりますので、今日をもって、委員を終わらせていただきたいと思います。　この２年間でご案内にあったみたいに、あっせんの実務に入っていけるように、ようやくこの協議会、離陸をしたなと、すごく大事な一歩が踏み出されたのかなというふうに思います。　これからは私も実はあまりこういう事柄について専門ではなくて、心理学が専門ですから、そういう枠組みを越えて、本当にあっせんにふさわしい方をまた補強していただいて、この協議会が茨木の障害のある人たちの差別を減らしていく、解消していく重要なよりどころになっていただけるようにと思いまして、最後のご挨拶をさせていただきます。皆さん、本当にいろいろご協力ありがとうございました。

（拍手）

会長　では、終わらせてもらっていいですかね。　どうも、ご苦労さまでした。